

令和4年度 実施事業計画

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◆ 基本方針

長引くコロナ禍、不安定な国際情勢など、変化して行く世の中のその先を見据え、将来に備えた組織づくりを推進すべく、今般、その指針として、令和4年度からの第2期目となる新たな「中期経営五ヵ年計画」を策定いたしました。

当該計画では、全ての会員が同じ目的意識を持つ仲間として一体となり、当協会の社会的使命と責任を果たしていけるよう、第1期目の中期経営五ヵ年計画におけるこれまでの取組みを踏襲しつつ、今年度におきましては、法人の安定運営と効率的な事業展開を背景に、より一層会員の求めるニーズに応えるため、新しい試みやサービスの維持向上にも努めるとともに、会員の高齢化や地域の事情に伴うブロックのあり方や法人内部の体制整備等についても見直しを含め、組織統治（コーポレート・ガバナンス）の確立を図るなど、より成熟した法人運営を目指します。

また、新たに実施する診療業務委託事業に関しては、帯広市をはじめ関係諸団体との連携・協調のもと、次代を担う獣医師の育成と安定的な診療体制並びに診療環境の整備に向けて、一丸となって取組みを進めて参ります。

【実施事業】

1. 競馬普及啓発事業（定款第4条第1号）

事業概要

- (1) 帯広・十勝の観光資源であるばんえい競馬の普及啓発とファン誘致のため、ばんえい競馬カレンダー等を無償配布するなどプロモーションに関する情報発信や広報活動を行う。
- (2) ばんえい競馬の魅力と楽しみ方を多くのファンに伝え、来場者を増やすとともに勝ち馬投票券の発売を促進するため、地域や関係機関と連携したイベントを行う。
- (3) レースの質の向上とファンの拡大を図るため、ばんえい競走のなかでも、人気や格式高い歴史ある重賞競走における冠競走に副賞を贈呈する。

(4) 当協会ホームページの充実により、ばんえい十勝のプロモーションなどに関する情報発信を行う。

(5) 馬主の魅力や楽しみを伝える発信を行い、新たな馬主登録の推進を図る。

2. 生産振興等事業（定款第4条第2号）

事業概要

(1) 北海道遺産に登録されている馬文化の継承とばん馬（重種馬）による地域振興活性化を図るため、祭典ばんばや共進会等に協賛や総合的支援を行う。

(2) 公益社団法人日本馬事協会が、重種馬における牽引力の強い馬の改良と増殖推進を目的として、ばんえい競走において優秀な競走経歴馬を種馬として購買するため、その業務への協力を行う。

(3) 公益社団法人日本馬事協会が、優良農用馬の有効活用や改良及び増殖推進のため、ばんえい競走において優秀な競走経歴馬を繁殖種雌馬として購買するため、その業務への協力を行う。

3. 防疫衛生事業（定款第4条第3号）

事業概要

ばんえい競走における安定的競走馬の確保と振興発展に向け、競走馬の防疫の推進と疾病の未然防止のため、競馬場在きゅう競走馬に対して各種ワクチンの予防接種及び衛生検査を行う。

4. 共済事業（定款第4条第4号）

事業概要

ばんえい競走馬の事故による損害を軽減するため、競走馬の斃死等に対して弔慰金の支給をする。

5. 出走申込等事業（定款第4条第5号）

事業概要

(1) 会員に代わり、ばんえい競馬の出走申込み、各種申請等を行う。

- (2) ばんえい競馬の報償金から装蹄料、診療費等を控除し、各会員の指定した口座に振込み支払い業務を行う。

6. 連絡調整事業（定款第4条第6号及び第7号）

事業概要

当法人の各種事業の円滑な推進と効率的な運営を図るため、ばんえい競馬関係機関及び企業、団体並びに会員相互の連絡調整、情報交換を緊密に行う。

- (1) 関係団体と連携を緊密に図るため、各団体会員、構成員として参画する。
- (2) 会費、特別負担金等の徴収内訳や報償金、装蹄料金及び剥鉄並びに削蹄料金や診療費の内訳明細を各会員に送付する。
- (3) 馬主だより、馬主協会ニュースを発行し当協会の活動状況、連絡事項等について会員並びに関係機関に情報提供を行う。
- (4) 本協会の組織運営強化と健全なる発展を図るため、総会、理事会、執行役員会等各種会議を適宜開催するとともに、法令及び定款に基づく健全な事業運営と社会的信用の向上に努める。

7. 診療業務委託事業（定款第4条第8号）

事業概要

将来に亘ってばんえい競走馬の安定的診療体制を構築するため、当協会はアテナ統合獣医ケア（福本奈津子獣医師）と診療業務に関する委託契約を締結し、臨床を担う獣医師の育成とともに会員の所有する競走馬等の円滑な診療体制の確保を図り、以ってばんえい競馬の安定的な運営に寄与する。

- (1) 常に安全・安心で質の高い獣医療の確保に向けて、高額医療機器等の整備、充実を図ることによって、会員の競走馬等の的確な診断と適切な治療を受けることができるよう、診療所の環境整備を行う。
- (2) 委託業務が適正かつ迅速に行われるよう、診療所に対して総合的な支援と側面的なサポートを行う。